

小・中・高校生の消費生活相談状況(平成18年度)

小学生・中学生・高校生を契約当事者とする相談は、1,391件(全相談の2.9%)で、そのうち900件、3分の2が男子学生からの相談です。また、1,391件の相談のうち1,075件、率にして77.3%は、携帯電話、パソコン利用時の有料情報等に関する相談です。特に中学生では、86.2%を占めています。

(単位:件)

	18年度				16年度				
	合計	小	中	高	合計	小	中	高	
相談件数	1,391	156	566	669	3,625	151	1,068	2,406	
内訳	男性	900	96	387	417	2,460	91	701	1,668
	女性	470	51	170	249	1,134	56	353	725
	不明	21	9	9	3	31	4	14	13
オンライン等関連サービス	1,075	98	488	489	3,367	116	1,007	2,244	
(相談に占める割合)	77.3%	62.8%	86.2%	73.1%	92.9%	76.8%	94.3%	93.3%	
内訳	男性	741	66	351	324	2,311	66	672	1,573
	女性	328	29	135	164	1,027	47	322	658
	不明	6	3	2	1	29	3	13	13

*平成16年度はオンライン等関連サービスの相談件数のピーク時



【相談事例】

- ネット検索中にアダルトサイトに入ってしまった。1回クリックしたら請求画面になってしまった。
- 無料サイトを利用していたつもりだったが、高額の情報料の請求を受けた。
- 子どもの携帯電話に利用した覚えのない有料サイト利用料の請求があった。支払わずにいたら高額の延滞料を請求された。

【対処方法】

- 連絡先が記載されていても、あわてて連絡しないこと。「覚えがない場合は連絡してください」など、連絡させて住所や電話番号など個人情報を聞きだそうとする手口もあります。新たな個人情報を知られないよう注意してください。
- メールに表示されたサイトのアドレスをクリックしただけで、「登録完了」と情報料や登録料を請求する「ワンクリック請求」の手口もあります。興味本位に気軽にアクセスしないことが大切です。
- もし、アクセスしてしまっても「登録料」の請求があったとしても、契約が有効に成立しているとは限りません。また、支払が遅れた場合に延滞料、調査費、事務費等の「延滞損害金」を請求される場合があります。支払ってしまうとさらに高額な料金を請求される場合もあります。あわてて支払わず、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

携帯電話やインターネットが普及し、便利になった反面、子どもが消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えています。不要な電子メールの受信を拒否し、「フィルタリング」を利用するなどして、悪質・有害な情報から子どもを守りましょう。



迷惑メール対策

あらかじめ登録したアドレスやドメイン名の相手のみメールを受信し、それ以外は受信拒否する「指定受信」と、あらかじめ受信を拒否するアドレスやドメイン名を登録しておく「指定拒否」があります。

フィルタリング

インターネット上の違法・有害な情報へのアクセスを一定基準により、自動的に遮断する機能です。利用するためには、市販のフィルタリングソフトを購入して、パソコンにインストールする方法、プロバイダーが提供しているフィルタリングサービスに加入する方法などがあります。

携帯電話各社は有害情報へのアクセスを制限するサービスを無料で提供しており、申込により利用できます。閲覧可能なサイトの制限、深夜のアクセスを制限する利用時間の制限が可能です。